

令和5年度鹿嶋市特別職報酬等審議会

第1回資料

令和5年12月26日（火） 総務部人事課

目 次

特別職報酬等の審議会設置に関する規定，国通知等	1
特別職・一般職の区分	4
特別職の給与について	5
特別職の月収・年収（税控除前の金額）	7
特別職報酬等審議会の審議内容について	9
1－① 市長・副市長・教育長の給料月額の改定経過	10
1－② 議長・副議長・議員の報酬月額の改定経過	11
2 近年における消費者物価上昇率	12
3 一般職の職員の給与改定の状況	13
4 議会議員の活動状況等	14
5 議会費の状況等	16
6 他の地方公共団体の特別職の職員の報酬等月額との比較等	18
【参考①】鹿嶋市の財政状況（歳出）	19
【参考②】鹿嶋市の財政状況（歳入）	20

特別職報酬等審議会設置に関する規定，国通知等

○ 鹿嶋市附属機関に関する条例（平成2年条例第2号）

（趣旨）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関については，法律又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか，この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 鹿嶋市に，別表のとおり附属機関を置く。

（委任）

第3条 前条に規定する附属機関の組織及び運営について必要な事項は，当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	所属機関の名称	担当事務	構成員
[略]			
市長	鹿嶋市特別職報酬等審議会	議員報酬の額並びに市長，副市長及び教育長の給料の額の改定に関し調査審議すること。	10人以内
[略]			

○ 鹿嶋市特別職報酬等審議会規則（平成2年規則第12号）

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿嶋市附属機関に関する条例(平成2年条例第2号)第3条の規定に基づき、鹿嶋市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の改定に関して調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、鹿嶋市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長が欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（幹事）

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

（庶務）

第7条 この審議会の庶務は、人事給与担当課が担当する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

○ 特別職の報酬等について（抄）

（昭和39年5月28日自治給第208号自治事務次官通知）

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第百三十八条の四第三項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

特別職・一般職の区分

	特別職	一般職
該当する職	市長，副市長，教育長， 議長，副議長，議員 など	部長，次長，課長， 係長，事務職，技術職 など
給与改定 (本則)	他市の状況，一般職給与の改定 状況，物価推移などを総合的に 勘案 特別職報酬等審議会の意見を聞 いて改定を実施	民間の給与水準に一致するよう に毎年度改定を実施 人事院（人事委員会）が民間給 与との比較をもとに行う給与勧 告に基づき改定を実施

※ 特別職給与の時限的な減額は，特別職報酬等審議会を経ず，議会で特例条例案を審議・議決して実施する。

特別職の給与について①（市長・副市長・教育長）

	市長	副市長	教育長
特別職報酬等審議会における審議の対象 (規則第2条)	給料 月額 836,000円	給料 月額 667,000円	給料 月額 602,000円
一般職員の手当を準用	期末手当 (※1)	期末手当 (※1)	期末手当 (※1)

※1 期末手当

市の一般職員と同様の算定方法。

現行は「給料月額 × 1.15 (役職加算) × 3.40月」

(6月・12月期に、それぞれ1.70月)

特別職の給与について②（議長・副議長・議員）

	議長	副議長	議員
特別職報酬等審議会における審議の対象 （規則第2条）	報酬 月額 396,000円	報酬 月額 363,000円	報酬 月額 342,000円
市長等の手当を準用	期末手当（※1）	期末手当（※1）	期末手当（※1）

※1 期末手当

市長等と同様の算定方法。

現行は「給料月額×1.15（役職加算）×3.40月」

（6月・12月期に、それぞれ1.70月）

特別職の月収・年収（税控除前の金額）①【市長・副市長・教育長】

市長	月収	給料月額 836,000円	=	836,000円
	年収	月収の12か月分 836,000円×12	+ 期末手当 3,268,760円	= 13,300,760円

副市長	月収	給料月額 667,000円	=	667,000円
	年収	月収の12か月分 667,000円×12	+ 期末手当 2,607,970円	= 10,611,970円

教育長	月収	給料月額 602,000円	=	602,000円
	年収	月収の12か月分 602,000円×12	+ 期末手当 2,353,820円	= 9,577,820円

特別職の月収・年収（税控除前の金額）②【議長・副議長・議員】

議長	月収	報酬月額 396,000円	=	396,000円
	年収	月収の12か月分 396,000円×12	+ 期末手当 1,548,360円	= 6,300,360円

副議長	月収	報酬月額 363,000円	=	363,000円
	年収	月収の12か月分 363,000円×12	+ 期末手当 1,419,330円	= 5,775,330円

議員	月収	報酬月額 342,000円	=	342,000円
	年収	月収の12か月分 342,000円×12	+ 期末手当 1,337,220円	= 5,441,220円

特別職報酬等審議会の審議内容について

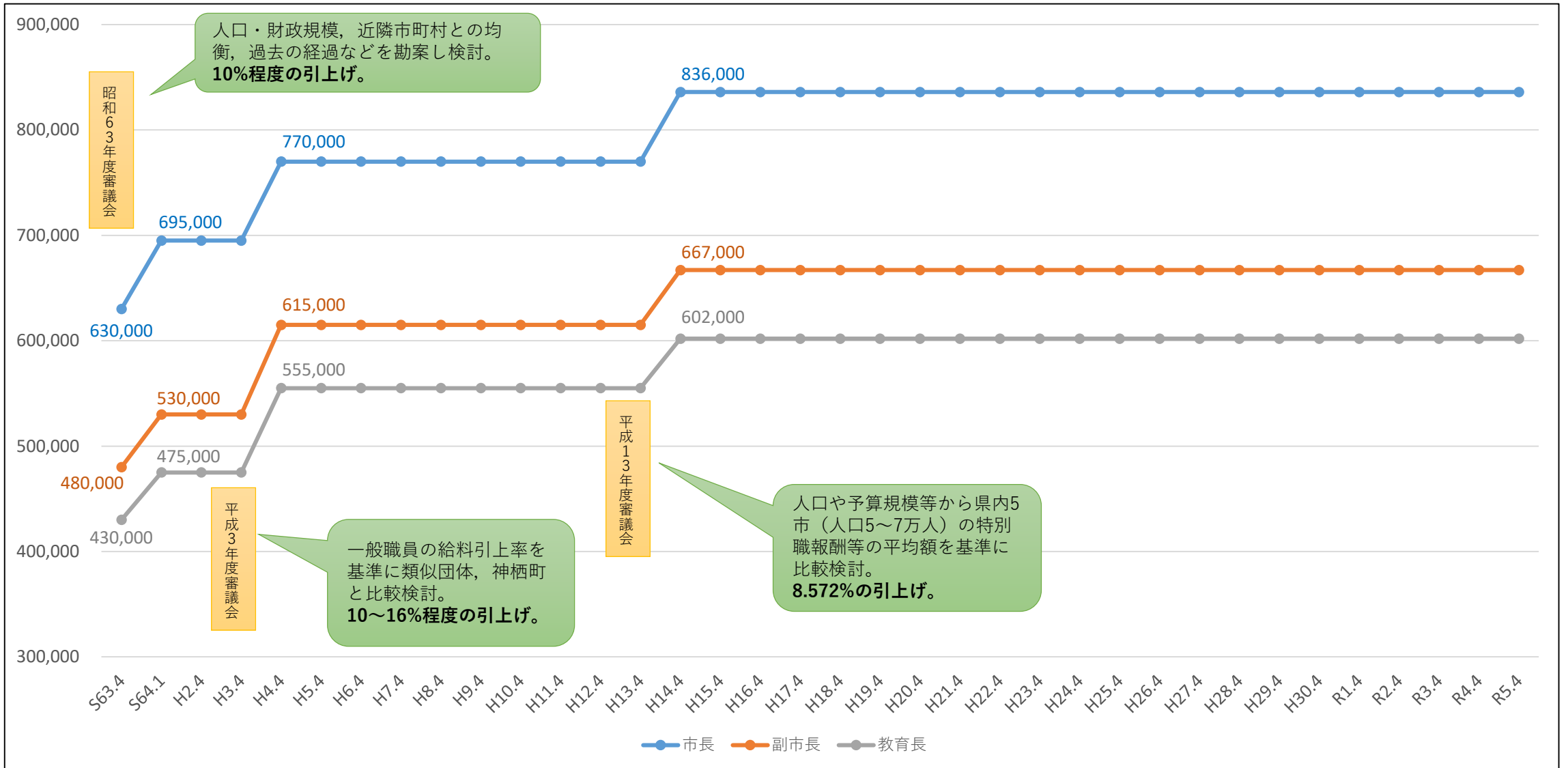
○ 特別職の給与改定に際し、参考とする項目（昭和43年10月17日自治省行政局長通知より）

- 1 過去における特別職の職員の給与改定の状況
 - 2 近年における消費者物価上昇率
 - 3 一般職の職員の給与改定の状況
 - 4 議会議員の活動状況（審議日数）
 - 5 議会費の一般財源に対する構成割合
 - 6 議員報酬月額総額の住民一人当たり額
 - 7 人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額
- 4～6は、議会議員のみ。

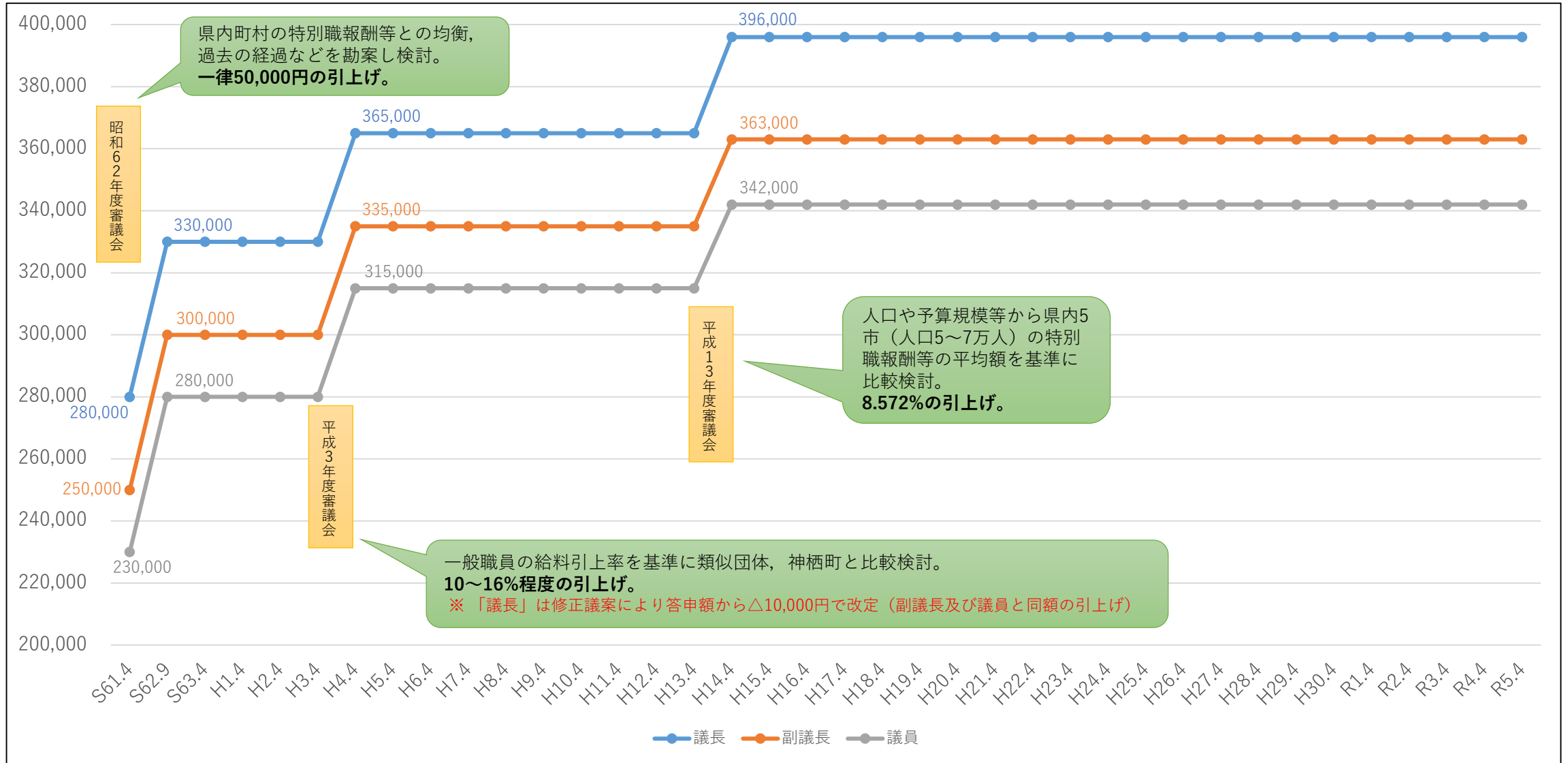


これらの項目を総合的に勘案し、給料及び報酬の額について審議

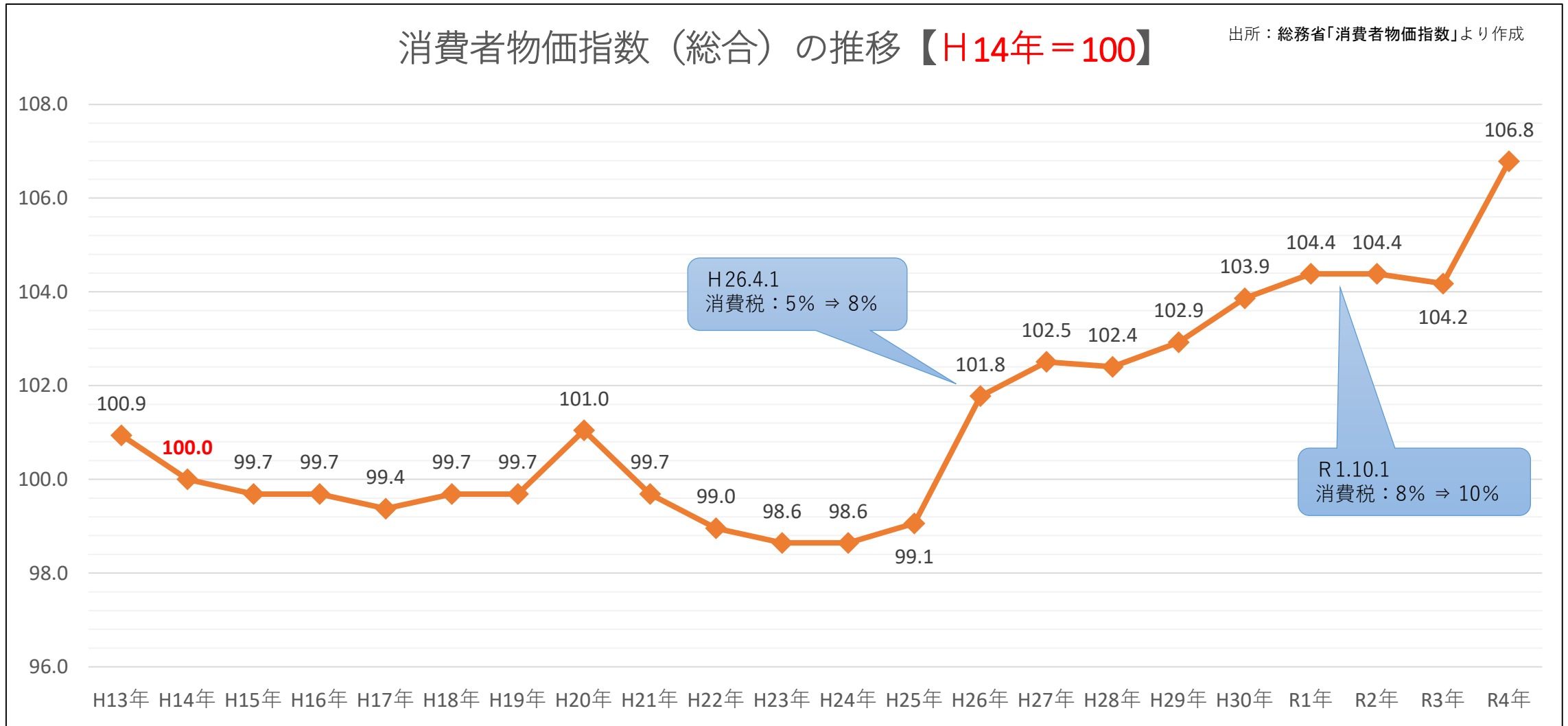
1 - ① 市長・副市長・教育長の給料月額の改定経過



1 - ② 議長・副議長・議員の報酬月額の改定経過



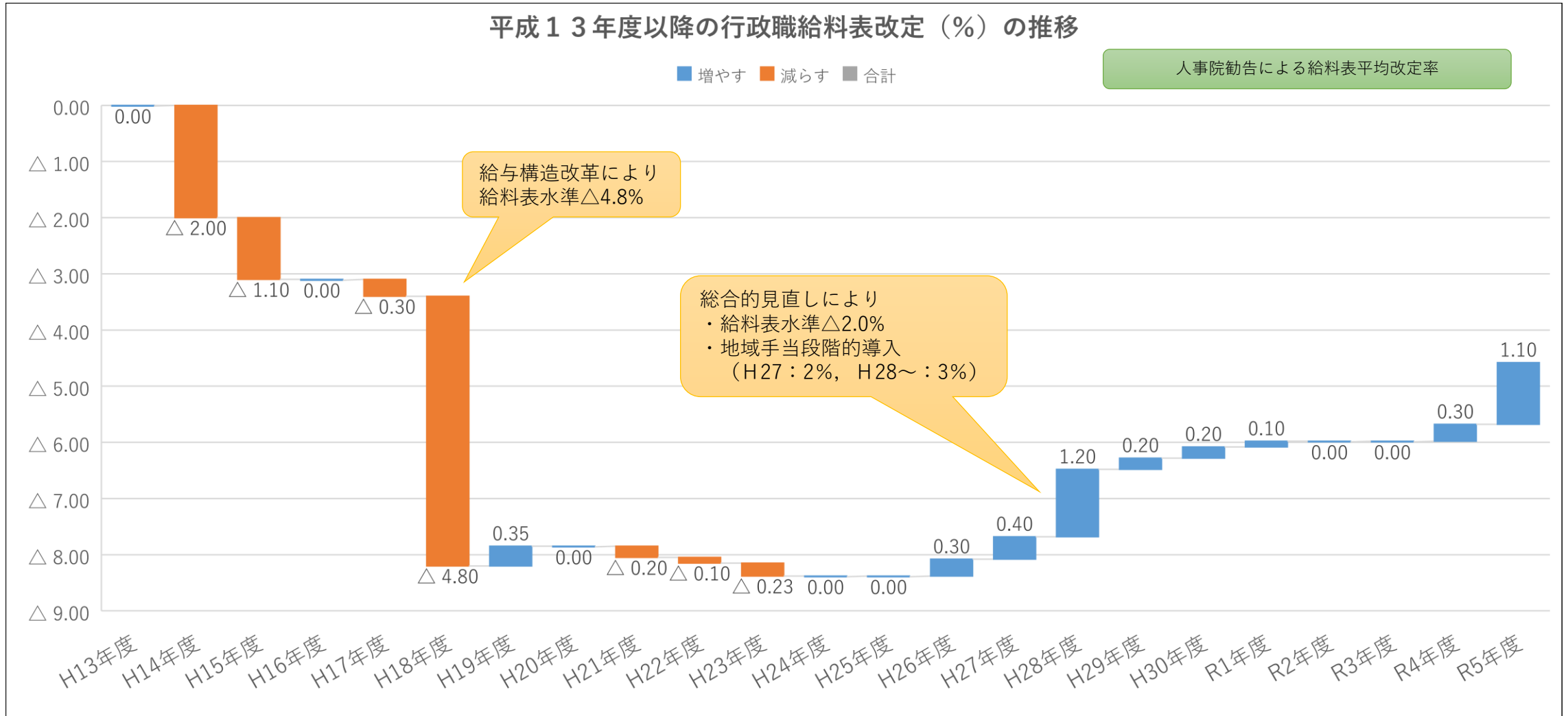
2 近年における消費者物価上昇率



※ 消費者が購入する各種の消費やサービスの小売価格の変動を調査・算出した経済指標。

ある時点（H14）を基準に、同等のものを購入した場合に費用がどのように変動したかを指数値で表したもので、物価そのものの変動を測定することを目的としている。

3 一般職の職員の給与改定の状況



※ 平均改定率が不明（非公表）な年度においては、改定率の基となる民間較差を表示している。

※ 給与構造改革（H18）及び給与制度の総合的見直し（H27）による給料表の改定率並びに地域手当（鹿嶋市：3%）を反映している。

4 議会議員の活動状況等

議会開催状況（令和4年） ※「令和5年度 茨城県鹿嶋市議会 議会概要」より抜粋

(1) 定例会

区 分		第1回	第2回	第3回	第4回	計
会 期	自 至	2月24日 3月22日	5月31日 6月17日	8月31日 9月22日	12月 1日 12月20日	
会 期 日 数		27日間	18日間	23日間	20日間	88日間
本会議日数		5日間	5日間	5日間	5日間	20日間
うち一般質問日		2日間	2日間	2日間	2日間	8日間
一般質問者数		7人	8人	9人	10人	34人
傍聴者数		24人	31人	27人	48人	130人

(2) 臨時会

区 分		第1回	計
会 期	自 至	11月16日 月 日	
会 期 日 数		1日間	1日間
本会議日数		1日間	1日間
傍聴者数		0人	0人

4 議会議員の活動状況等

議会開催状況（令和4年） ※ 令和5年度「茨城県鹿嶋市議会 議会概要」より抜粋

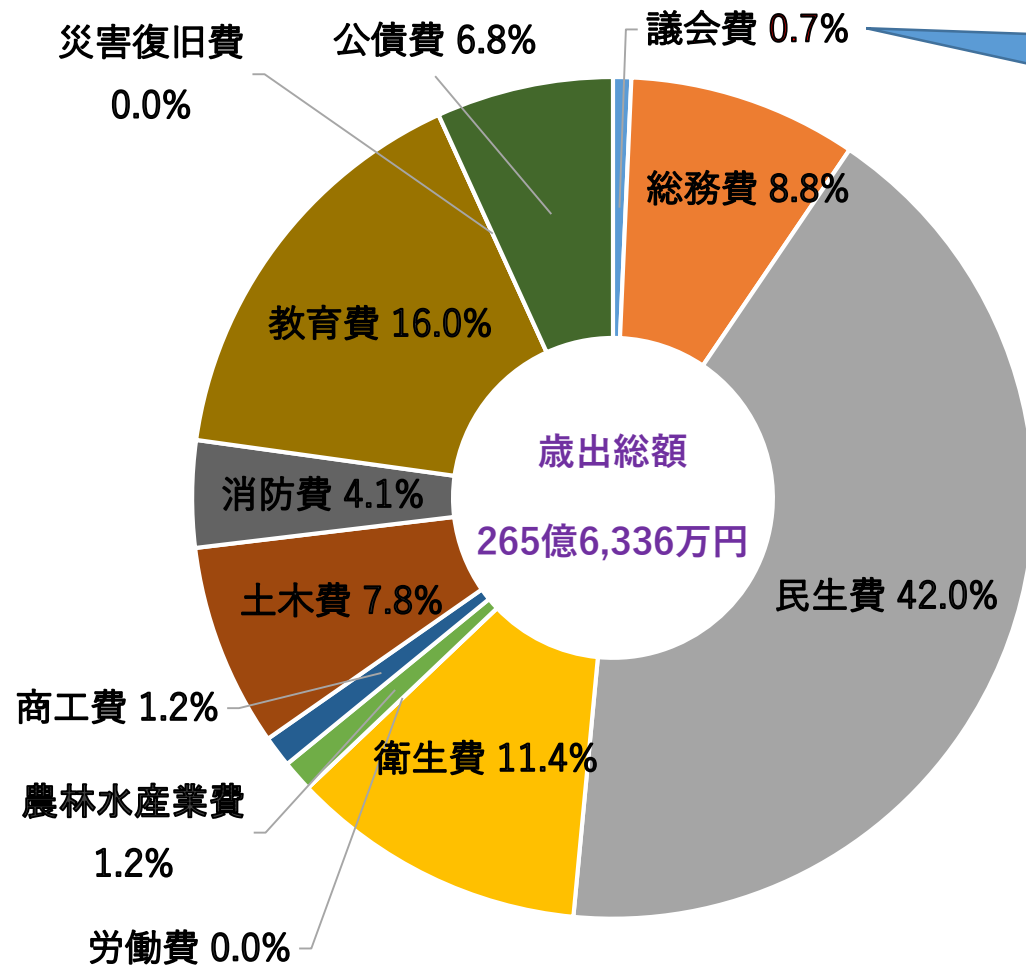
(3) 委員会など

区 分	議会運営 委員会	常 任 委 員 会				小 計
		総務生活	文教厚生	都市経済	予算決算 (理事会・分科会含む)	
会期中	5	4	5	4	9	27
閉会中	11	0	0	0	6	17
計	16	4	5	4	15	44

区 分	広報広聴 委員会	新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会(理事会含 む)	東京2020 オリンピック推進調査特別 委員会	全員協議会	会派代表者会議	合 計
会期中	4	4	0	1	0	36
閉会中	4	3	0	6	1	31
計	8	7	0	7	1	67

5 議会費の状況等

令和4年度 普通会計決算（目的別構成比）



歳出を目的別に分類した場合におけるひとつであり、議会の運営に要する経費です。市議会議員の報酬もここに含まれます。

区 分	決算額（千円）	構成比
議会費	186,583	0.7%
総務費	2,342,035	8.8%
民生費	11,156,342	42.0%
衛生費	3,036,079	11.4%
労働費	792	0.0%
農林水産業費	303,097	1.2%
商工費	308,989	1.2%
土木費	2,082,335	7.8%
消防費	1,096,856	4.1%
教育費	4,236,103	16.0%
災害復旧費	5,236	0.0%
公債費	1,808,911	6.8%
歳出合計	26,563,358	100.0%

5 議会費の状況等

■ 議会費の過去10ヶ年の推移

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
歳入一般財源	[千円]	13,898,279	14,142,351	14,977,475	15,007,241	14,400,039	14,306,050	14,689,942	15,959,323	16,449,463	15,142,321
議会費	[千円]	213,653	218,782	232,077	205,183	202,960	205,784	197,447	185,564	189,706	186,583
一般財源に占める議会費の割合	[%]	1.54%	1.55%	1.55%	1.37%	1.41%	1.44%	1.34%	1.16%	1.15%	1.23%
住基人口	[人]	68,026	68,027	67,977	68,127	68,057	67,892	67,687	67,416	67,031	66,274
議会費の人口割額 (議会費÷人口)	[円]	3,141	3,216	3,414	3,012	2,982	3,031	2,917	2,753	2,830	2,815

※ 歳入一般財源とは、用途が特定されておらず、地方自治体が自らの裁量で使用できる財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税）。

■ 議員報酬月額総額の住民一人当たり額の推移

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
議員定数	[人]	22	22	22	22	22	22	20	20	20	20
人口1万人当たりの議員定数	[人]	3.23	3.23	3.24	3.23	3.23	3.24	2.95	2.97	2.98	3.02
議員報酬月額総額	[千円]	91,188	91,188	91,188	91,188	91,188	91,188	82,980	82,980	82,980	82,980
議員報酬月額総額の人口割額 (議員報酬月額総額÷人口)	[円]	1,340	1,340	1,341	1,339	1,340	1,343	1,226	1,231	1,238	1,252

※ 議員定数については平成30年12月に改正条例が施行（22人→20人）され、平成31年4月執行の市議会議員一般選挙から適用されたもの。

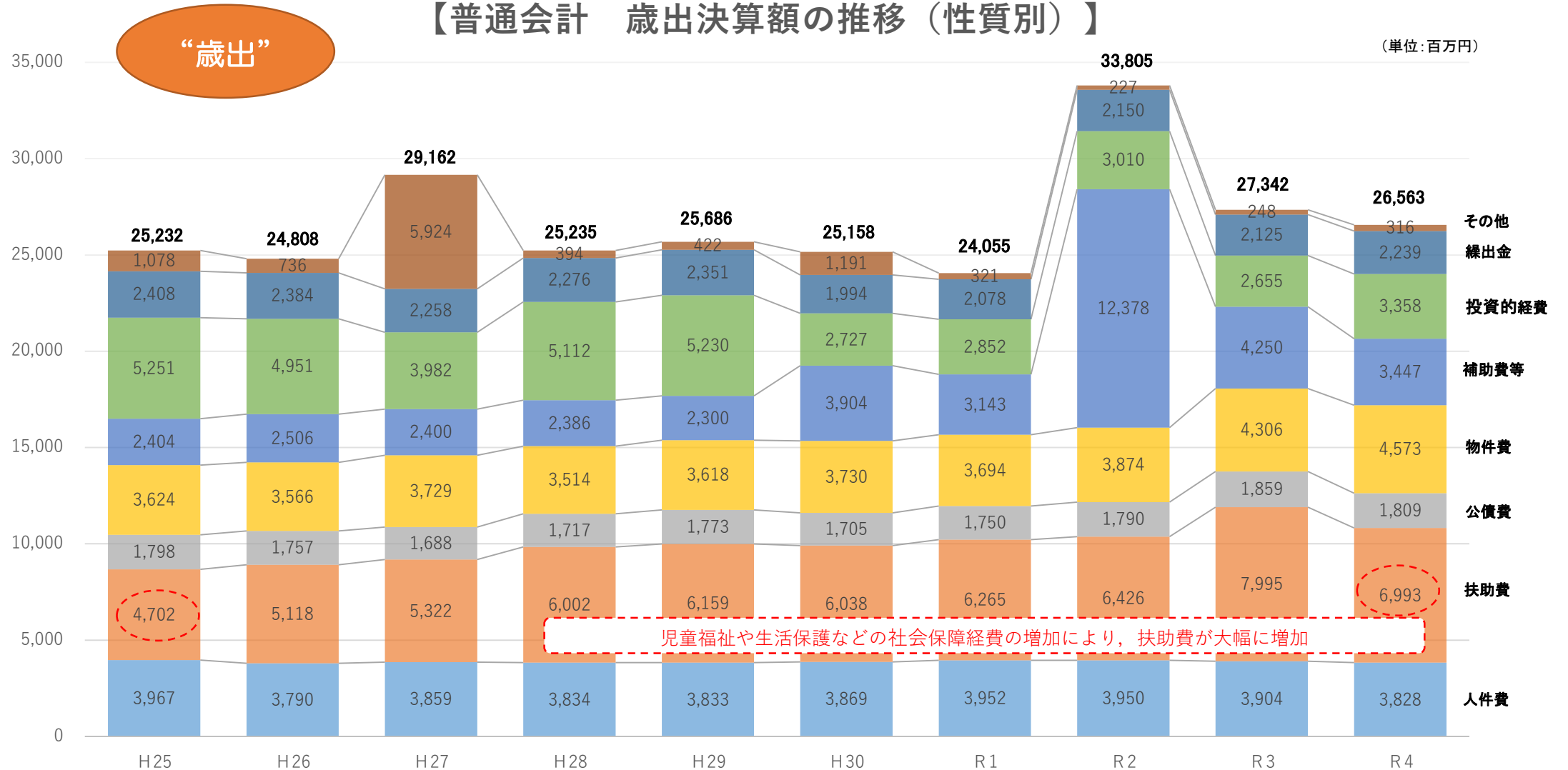
6 他の地方公共団体の特別職の職員の報酬等月額との比較等

◆別添資料 1	茨城県内各市の市長等の月額給料等					
	・ 市長給料月額	836,000円	県内市	19番目／32市	県内市平均	853,628円
	・ 副市長給料月額	667,000円	県内市	21番目／32市	県内市平均	692,914円
	・ 教育長給料月額	602,000円	県内市	25番目／32市	県内市平均	635,647円
◆別添資料 2	類似団体 II -2 (78団体) の市長等の月額給料等					
	・ 市長給料月額	836,000円	類似団体	71番目／78市	類似団体平均	907,006円
	・ 副市長給料月額	667,000円	類似団体	74番目／78市	類似団体平均	740,922円
	・ 教育長給料月額	602,000円	類似団体	74番目／78市	類似団体平均	660,087円
◆別添資料 3	茨城県内各市の議会議員の月額報酬等					
	・ 議員報酬月額	342,000円	県内市	28番目／32市	県内市平均	385,597円
	・ 議長報酬月額	396,000円	県内市	27番目／32市	県内市平均	457,119円
	・ 副議長報酬月額	363,000円	県内市	27番目／32市	県内市平均	410,084円
◆別添資料 4	類似団体 II -2 (78団体) の議会議員の月額報酬等					
	・ 議員報酬月額	342,000円	類似団体	74番目／78市	類似団体平均	392,297円
	・ 議長報酬月額	396,000円	類似団体	76番目／78市	類似団体平均	477,287円
	・ 副議長報酬月額	363,000円	類似団体	73番目／78市	類似団体平均	421,690円
◆別添資料 5	茨城県内各市の財政状況等					

【参考①】 鹿嶋市の財政状況（歳出）

【普通会計 歳出決算額の推移（性質別）】

（単位：百万円）



【参考②】 鹿嶋市の財政状況（歳入）

